

佐渡市公立保育園・幼稚園・  
認定こども園 運営基本指針

令和4年5月

佐渡市 子ども若者課

# 目 次

1	はじめに.....	2
2	保育園・幼稚園・認定こども園運営の基本理念.....	2
3	現状と課題.....	3
	(1) 保育環境の現状と課題.....	3
	(2) 保育二ーズの現状と課題.....	5
	(3) 公立保育園と私立保育園の割合.....	6
4	保育園の基本的な考え方.....	7
	(1) 保育園の役割の明確化.....	7
	(2) 公立保育園の役割を果たすために必要な体制.....	8
	(3) 保育園の適正規模.....	9
5	幼稚園の基本的な考え方.....	10
	(1) 幼稚園の役割の明確化.....	10
	(2) 公立幼稚園の役割を果たすために必要な体制.....	10
	(3) 幼稚園の適正規模.....	11
6	認定こども園の基本的な考え方.....	12
	(1) 認定こども園の役割.....	12
	(2) 認定こども園の役割を果たすための体制.....	12
7	保育園・幼稚園・認定こども園の適正配置計画.....	13
	(1) 財政健全化に向けて.....	13
	(2) 計画の期間.....	13
	(3) 公立保育園の統廃合と民営化.....	14
	(4) 公立幼稚園の統廃合と民営化.....	15

# 佐渡市公立保育園・幼稚園・認定こども園 運営基本指針

## 1 はじめに

本市では、平成 18 年 9 月に「佐渡市保育園・小学校・中学校統廃合計画」を策定し、将来的な少子化を見据えた公立保育園の適正配置に取り組む中で、平成 22 年 2 月には、保護者の多様な保育ニーズ等への対応や財政の健全化を図りながら雇用の確保に向け、「佐渡市保育園民営化基本指針」を策定し、保育園の統廃合や民営化を進めてきました。

この間、出生数の減少、核家族化の進展、就業形態の多様化等により、保護者が求める保育サービスは多岐にわたっていることに加え、平成 30 年度には保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂され、令和元年度には幼児教育・保育無償化事業が導入されるなど、保育制度そのものも大きく変容しています。

さらに、公立園においては、今後さらに施設の老朽化が進む中で、その施設改修に係る特定財源がなく、市の財政負担増が懸念されるところです。

このたびの「佐渡市公立保育園・幼稚園・認定こども園運営基本指針」は、将来を見据え、改めて、生きる力の基礎や生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児教育の重要性を、遊びや生活を通し、好奇心や興味関心の土台を築くため、基本理念のもと、多様な経験を積み、子どもたちを取り巻く様々な課題に対応していくために策定するものであり、子どもたちの健やかな育ちをしつかりと支えていく効果的な施設の配置についても、今後の方向性を示すものです。

## 2 保育園・幼稚園・認定こども園運営の基本理念

『あそびは学び さまざまな物・人・自然と関わり とことんあそび

こめる子ども ～未来を切り開く力の基礎を培う～』

「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を基本に、生きる力の基礎を培うため、次に掲げる理念を一体的に育むよう努めるものとする。

- (1) 元気で明るく優しい子ども  
〈健康な心と体〉
- (2) 人に優しく、自分が大好きな子ども  
〈自立心〉〈協同性〉〈道徳性・規範意識の芽生え〉〈社会生活との関わり〉
- (3) 様々な事に興味・関心を持ち、探究心のある子ども  
〈思考力の芽生え〉〈自然との関わり・生命尊重〉〈数量や図形、文字等への関心・感覚〉
- (4) 人の話を聞き、自分の気持ちを素直に表現できる子ども  
〈言葉による伝え合い〉
- (5) 豊かな感性や表現力を持ち、創造力のある子ども  
〈豊かな感情と表現〉

### 3 現状と課題

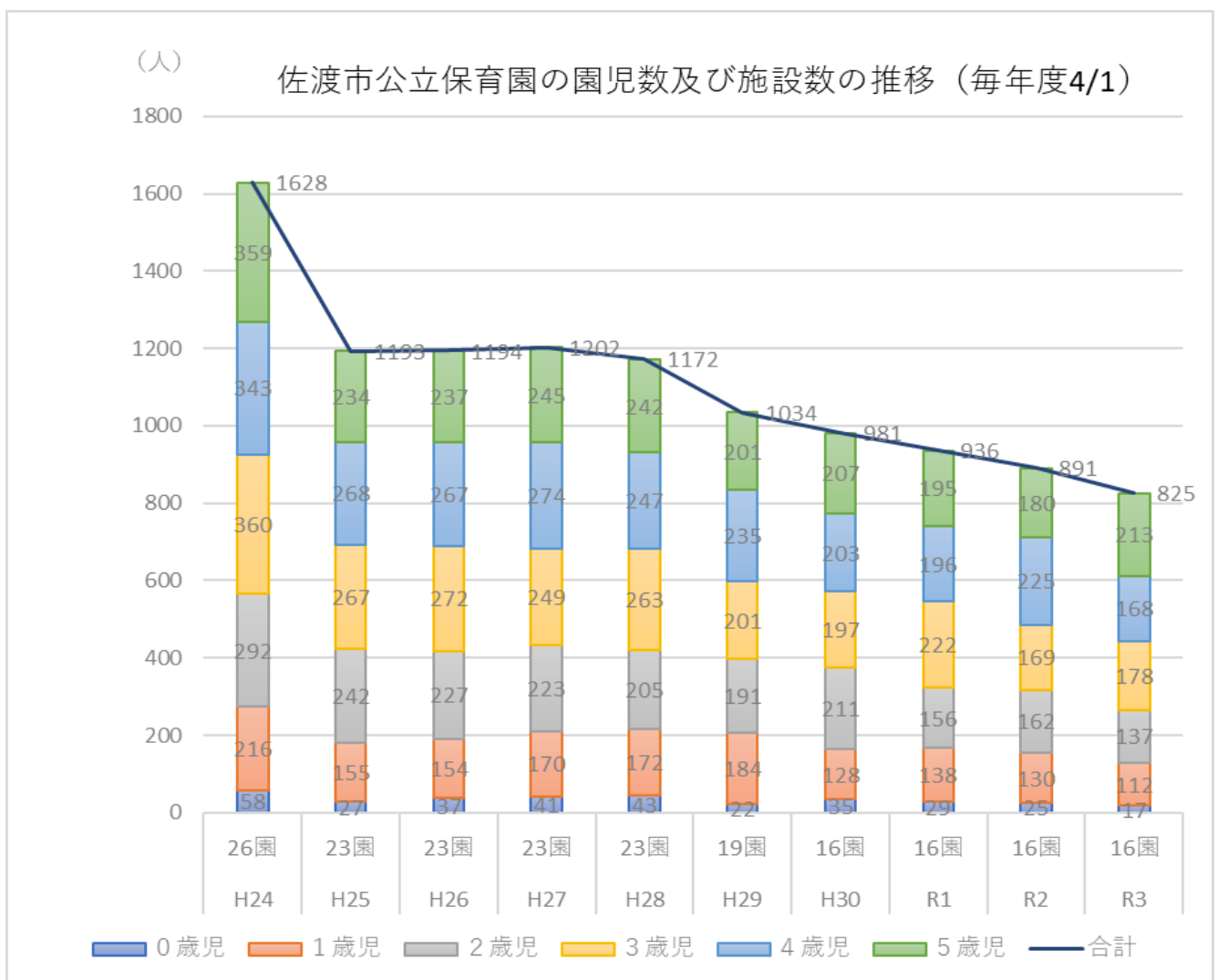
#### (1) 保育環境の現状と課題

平成 25 年 4 月、双葉保育園・真野第 1 保育園・羽茂保育園の民営化を行い、平成 29 年 4 月には、金井地区公立保育園の統合、新穂トキッ子保育園及び沢根保育園の民営化、平成 30 年 4 月には、両津湊・河崎地区公立保育園の統合を経て、公立保育園はへき地保育園を含め 19 園となりました。

しかし、耐用年数を超過し、かつ耐震診断の結果に問題がある施設も存在しており、当面、これらの施設は必要な修繕を行い運営していく必要があります。また、園庭や駐車スペースが十分に確保されていない施設もあります。

公立幼稚園は 2 園となっていますが、保護者の就労形態と合わない等の理由から、定員に対する充足率は低い状態が続いています。

公立保育園同様に、施設の老朽化が進行しており、今後は認定こども園への移行など、実態に合った施設整備を行う必要があります。



《公立幼稚園の園児数及び充足率の推移》

園名	定員	園児数（充足率）						
		H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	R1.4.1	R2.4.1	R3.4.1
あいかわ幼稚園	80人	15人 (18.75%)	17人 (21.25%)	12人 (15.00%)	11人 (13.75%)	3人 (3.75%)	3人 (3.75%)	3人 (3.75%)
さわた幼稚園	120人	11人 (9.17%)	8人 (6.67%)	5人 (4.17%)	6人 (5.00%)	12人 (10.00%)	11人 (9.17%)	15人 (12.50%)
小木幼稚園	40人	15人 (37.50%)	20人 (50.00%)	17人 (42.50%)	21人 (52.50%)	11人 (27.50%)	16人 (40.00%)	8人 (20.00%)
合計	240人	41人 (17.08%)	45人 (18.75%)	34人 (14.17%)	38人 (15.83%)	26人 (10.83%)	30人 (12.50%)	26人 (10.83%)

※あいかわ幼稚園…3～5歳児受け入れ

※さわた幼稚園…平成29年まで5歳児のみ受け入れ（平成30年から3歳児からに拡充）

※小木幼稚園…5歳児のみ受け入れ

《公立保育園・幼稚園の耐用年数の超過状況》

（令和3年4月1日）

区分	耐用年数未超過	耐用年数超過	計
木造 (耐用年数25年)	6	8 (うち耐震不良4)	14
鉄骨造 (耐用年数40年)	1	0	1
鉄骨鉄筋造 (耐用年数60年)	4	0	4
合計	11	8	19

＜耐用年数超過施設＞

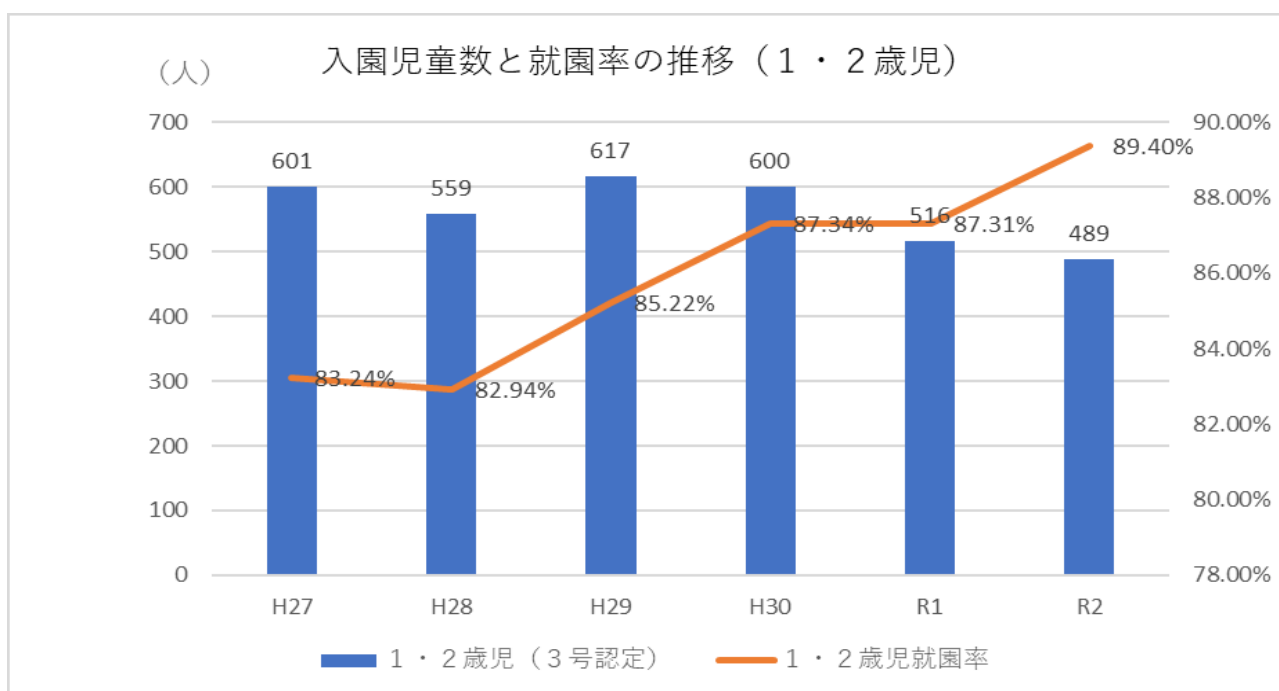
- 1 吉井保育園（耐震不良）
- 2 稲鯨保育園（耐震不良） ※令和3年度 耐震工事実施
- 3 河原田保育園
- 4 八幡保育園（耐震不良）
- 5 畑野保育園
- 6 川西保育園
- 7 相川保育園（耐震不良） ※令和4年度から、あいかわ幼稚園と統合し認定こども園として開園
- 8 さわた幼稚園 ※平成28年度に耐震工事実施済

## (2) 保育ニーズの現状と課題

子どもの数が減少している一方、さらなる女性の社会進出や就業・育児形態の多様化により、保護者は子育てと仕事を両立するため、未満児保育のニーズが高まっています。また、発育の遅れや障がい等により支援を必要とする児童も増加しており、これらの傾向は今後も続くものと見込まれます。

全国的に保育士等の人材不足が顕在化する中、本市においても保育士等の確保が困難であり、非正規保育士（会計年度任用職員）の任用により、配置基準を満たしている状況です。

調理員においては、正規職員が各園に配置されておらず、離乳食やアレルギー食に対応するため、会計年度任用職員（有資格）の配置により対応しています。



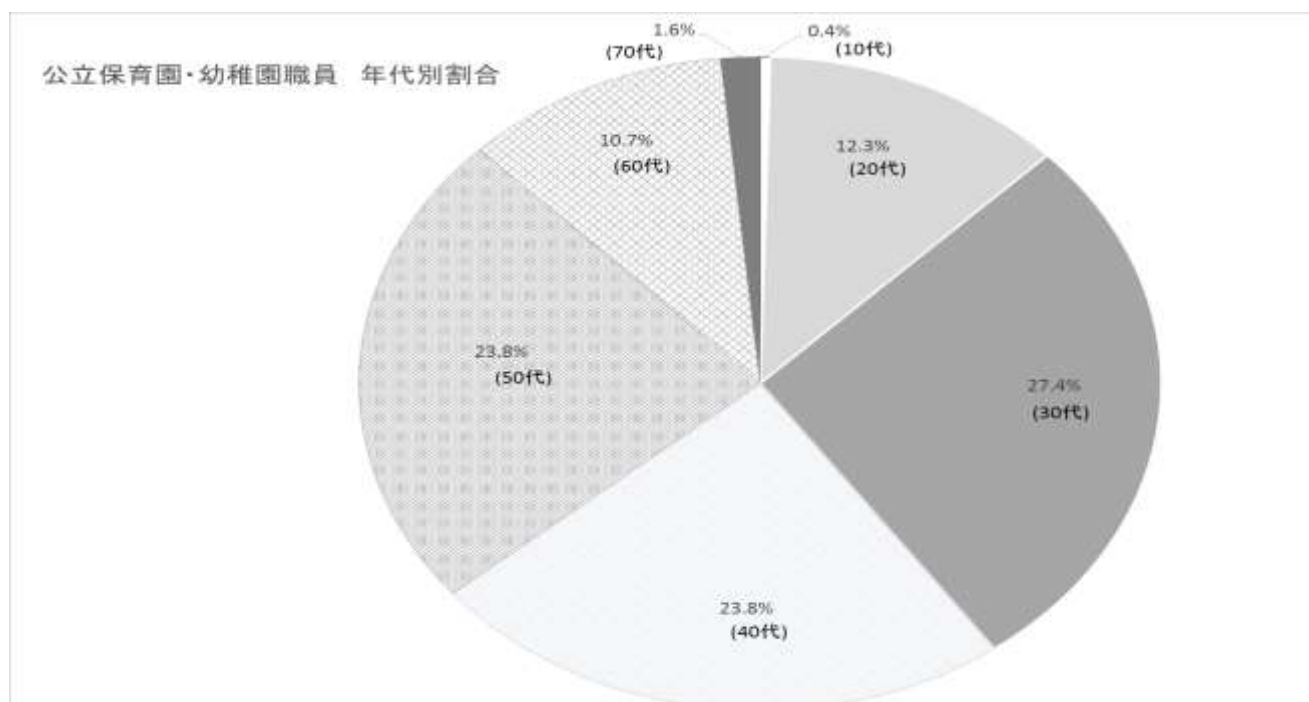
《公立保育園・幼稚園の職員配置状況》

(令和3年4月1日)

区 分	正規保育士	非正規保育士 (有資格)	非正規保育士 (無資格)	正規調理員	非正規調理員	計
公立保育園	87	61	90	6	38	282
公立幼稚園	6	3	1	0	1	11
合 計	93	64	91	6	39	293

※保育士の比率…正規 37.5% (93 人) : 非正規 62.5% (155 人) ※非正規は加配合む

※調理員の比率…正規 13.3% ( 6 人) : 非正規 86.7% ( 39 人)



(3) 公立保育園と私立保育園の割合

佐渡市の認可保育園に占める私立保育園の割合は、33.3%となっており、新潟県全体及び県内市部に比べ、低い割合となっています。

(令和2年4月1日現在)

	区 分	保育園数	比率 (%)
佐渡市	公立保育園	16	66.7
	私立保育園	8	33.3
	計	24	
新潟県(全体)	公立保育園	346	43.2
	私立保育園	454	56.8
	計	800	
新潟県(市部)	公立保育園	329	42.4
	私立保育園	447	57.6
	計	776	

## 4 保育園の基本的な考え方

### (1) 保育園の役割の明確化

国指針において、「保育所は入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」とされていることから、保育園には子どもたちを心身ともに健やかに育てる責任があると言えます。

また、夫婦共働きの一般化や女性の社会進出の増加、就労形態の多様化等、保育を取り巻く環境は著しく変化し続けており、保育園の利用ニーズが高まるとともに、保育ニーズもこれまで以上に多様化しています。

そのため、民営化及び少子化や施設の老朽化による保育園の統廃合を進めてきた本市においては、公立保育園の役割を明確にしたうえで、子どもたちが健やかに成長し、楽しめる保育園とすることが必要です。

#### ① 公立保育園の役割

市が運営する公共施設としての性格から、どの保育園においても市の方向性に沿った一定の保育水準を確保し、かつ提供するサービス内容はおおむね均一的です。

対して、私立保育園は、運営経費面、機動性や柔軟性により多様なサービスへの提供が容易であることから、多様化するニーズやその保育需要について、私立保育園が対応することも検討できます。

しかし、本市が行政としての基本的責任を果たしていく視点から、将来にわたって私立保育園では担うことが期待しにくい範囲について一定の責任を果たすことが、公立保育園の役割です。

平成 28 年度に新設された金井保育園を本市の基幹保育園として位置づけるとともに、指導保育士及び子ども若者相談センターと連携を図り、各保育園の指導研修を行うなど、市内全体の保育サービスの機能強化を図ります。

そのため、公立保育園においては、以下の範囲において大きな役割を果たすこととします。

#### **ア 保育を必要とする子どもの受け入れを保障する役割**

子どもの育ちに問題のある家庭が増加傾向にあるなか、家庭への適切な支援が求められていることから、子ども若者相談センターの後方支援（巡回支援等）により、子ども及び家庭への継続的な見守りと支援を実施しています。

民間運営による認定こども園が導入された地域もあり、定員充足などの理由により入園できない事態も想定し、こうした子どもについては可能な限り入園できる体制を整えます。

また、女性の社会進出の増加や就労形態の多様化を踏まえ、延長保育などの保育サービスの必要性を判断し、民間と協力しながら進めていきます。

#### **イ 市の保育水準の維持向上を示す役割**

本市では、平成 29 年度に市内の児童福祉施設の約 3 割が私立保育園となり、保育行政における私立保育園の役割は高まってきています。

このような中、公立保育園は保育水準の向上を図るため、県、保育士会及び保育事業研



研究会等の主催する研修会への積極的な参加や、指導保育士による毎月の階層研修や年齢別研修、子ども若者相談センターの保育支援専門員等による研修会を園単位で実施するなど、日々研鑽・改善に努めており、保育園全体の資質向上につなげています。

今後も、市全体の保育水準の向上につなげるためにも、自己研鑽や改善のための各種勉強会や、子どもの育ちに問題のある家庭への対応等について、私立保育園と合同研修を行うなど、相互に連携や向上が図れるよう努めます。

#### **ウ 地域における子育て支援事業の協力・連携機関としての役割**

地域では、保育園をはじめ、幼稚園、学校、公民館などで子育て支援に関する様々な事業が展開されていますが、これらの支援事業の推進にあたり、公立保育園がもつ技術やノウハウを提供し、協力・連携していくことが、より効果的な子育て支援事業の推進につながります。

今後も、公立保育園がもつ子育てに関するノウハウを積極的に提供し、保護者の育児不安の解消や、地域の子育て拠点としての役割を担います。

### **② 私立保育園の役割**

私立保育園は、独自の保育理念や特色ある保育運営を行い、乳児保育、早朝保育や休日保育など、保護者の多様なニーズに対し柔軟な取り組みを進めることが求められています。

市内では公立、私立ともに、0歳児保育をはじめとする多様な保育サービスの提供に取り組んでいますが、公立保育園は私立保育園に比べ運営経費が高く、施設整備における財政支援も少ないことから、環境整備に係る超過負担が多額に発生することが多く、結果として多様な保育サービス等の提供は、主に私立保育園に委ねられています。

## **(2) 公立保育園の役割を果たすために必要な体制**

### **ア 在宅子育て支援に供する施設の整備**

市内公立保育園の多くは、基本的には保育を必要とする子どもを保育するための保育室、その他の設備しか確保されていないため、保育園内で地域の子育て家庭を対象とした子育て支援を実施する子育て支援センターのスペースの確保が不十分であり、4分の1の施設数にとどまっております。

育児不安等について相談しやすい環境整備については、既存施設の改築あるいは建て替えの時期に併せて整備するとともに、子育て支援センターの休日開所等により相談機能の拡充を図ることとします。

### **イ 保育士等の年齢構成の適正化**

公立保育園がその役割を将来にわたって果たすためには、これまで蓄積した保育の実践ノウハウを確実に継承していくため、計画的に将来の組織維持を念頭にした保育士の年齢構成が必要です。

新規採用にあたっては、保育を安定的に継続していく観点から、特定の年齢層で団塊を形成することがないような配慮が必要です。

また、会計年度任用職員が全体の約6割を占める現状を緩和するため、2029年（令和11年）度を目途に正規職員数が会計年度任用職員数を上回ることを目標とし、併せて有資格者の確保及び適正配置に努めます。

調理員においては、令和2年度から新規採用を行っておりますが、今後の統廃合等を見据え、確保及び適正配置に努めます。

### (3) 保育園の適正規模

平成22年2月に策定した民営化基本指針では、民営化の対象となる保育園の基準、民営化の手法や条件等を示し、この考え方を基本として、公立保育園の民営化を進めてきました。

しかし、時代の変化やそれに伴う社会的要請とともに、公立保育園に求められる役割が大きく変化し、行政の基本的責任を果たすため、責任をもって対応できる保育園の必要数及び体制を確保しなければなりません。

#### ア 必要となる公立保育園選定の考え方

##### ●選定にあたっての視点

##### ①子どもの数

保育園が保育を必要とする子どもの保育を行うため、又は地域における子育て支援の協力・連携機関になるためには、地域の子どもの数をどの程度カバーできるのが基本であり、重点項目とします。

##### ②利用者の生活圏の視点

保育園を利用する保護者の立場からは、市内でおおむね等しく利用できるように、市内に万遍なく配置されていることが望ましい状況ですが、児童数の減少等により、統廃合がやむを得ない地域もあります。

しかし、保育園の利用にあたっては距離的な要素も重要であり、自宅から自動車でおおむね30分以内の距離までが一定の目安と考えます。

#### イ 適正規模

公立保育園の適正規模を判断するにあたっては、公立、私立の役割分担を念頭に置きながら、公立保育園が果たすべき役割や選定の考え方を基本として総合的に判断します。

以上のことから、効率的・効果的に保育サービスを提供するにあたり必要となる公立保育園については、旧市町村単位を基本におき、これに子どもの数等の視点を加味して判断し、2029年（令和11年）度末までに市内に公立保育園8園、幼稚園1園及び認定こども園2園の配置とすることを目指します。

また、近年は児童数の減少が著しい園もあることから、定員数の見直しを図るとともに、小規模な園においては、保育所保育指針に基づく保育活動を行うため、入園児童の年齢も加味したうえで、入園児童数が5人を下回る場合において、休園または近隣の保育園との統廃合の検討を行うこととします。

## 5 幼稚園の基本的な考え方

### (1) 幼稚園の役割の明確化

幼稚園は、学校教育法に学校として位置づけられ、第22条には、「幼稚園は義務教育とその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身の発達を助長することが目的とする」とされ、第23条には、「集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度と、自主、自律及び協同の精神の並びに、規範意識の芽生えを養うこと」と規定されています。

また、幼稚園教育要領解説の序章第2節「幼稚園の生活」には、「幼稚園が同年代の集団生活を営む場であること」とし、「幼児は多数の同年代の幼児とかわり、気持ちを伝え合い、ときには協力して活動に取り組むなどの多様な体験をする。その過程で、幼児は他の幼児と支え合って生活する楽しさを味わいながら主体性や社会的態度を身に付けていく。」と示されています。

子ども・子育て関連3法の施行や、認定こども園制度の見直しなど、幼稚園、保育園、認定こども園等の施設型給付の実施による財政措置の一本化が進められている中、今後、公立幼稚園が「幼児期の学校教育」としての質を向上させていくためには、同年齢の幼児の施設である保育園とともに「幼児教育全体の充実」を考えた取り組みを進めることが必要です。

また、地域性を勘案しながら、幼稚園における幼児期の教育のセンター的な役割を強化し、地域の人々が気軽に集い、情報交換をしたり、子育てを楽しんだりする場として、地域全体の教育力の向上や活性化につながる柔軟性のある施設であることが求められています。

### (2) 公立幼稚園の役割を果たすために必要な体制

前述した役割を果たすためには、事業を実施するための体制等の確立が必要不可欠です。

#### **ア 公立幼稚園・保育園・認定こども園に共通した指針の策定と円滑な就学**

子どもたちは佐渡市の未来を担う大切な宝物です。心豊かでたくましく生きる力を身につけるため、幼児期からの教育はとても重要となります。

そこで、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領を基本とし、佐渡市としての幼児教育の理念と育てたい子ども像をここに定め、環境を通して行う教育を基本に、更なる幼児教育の資質向上に取り組めます。

#### **イ 教員の資質向上に向けた保育士との合同研修の実施**

幼児教育の資質向上には、教員の専門性や人間性、社会性に加え、社会の変化に対応した幅広い体験や感性の豊かさ、柔軟性、協働性などが求められます。特に実践的研修や公開保育を通じた研修の導入を進めることが必要で、幼稚園教諭と保育士が共に研修し相互理解を深めることも必要です。

今後も長期的な見通しをもって幼児教育の質の向上を図るため、教育指導主事と指導保育士が連携しながら、幼児理解や保育課程にかかわる指導方法などについて、積極的に合同研修を進めていきます。

### **ウ 安心と喜びのある子育て支援の拡充**

公立幼稚園は、地域との密着度が高いという強みを活かし、保育園や関係機関と積極的に連携して地域の子育て支援の取り組みを推進することが必要であり、特に、預かり保育は子どもの遊びの豊かさや生活の豊かさ、保護者の子育てのゆとり等を基本的な趣旨とし、幼児の生活リズムを踏まえ、ニーズに応じながら進めていくことが必要です。

幼稚園におけるこれからの子育て支援事業は、保護者が親として自立する機会を奪ってしまうことのないように注意し、共に学び合える互恵性を重視し、双方向的なものであること、将来的には、市内全域でその効果や役割などを見直し、市民にとって本当に安心と喜びが感じられる事業となるように努めます。

### **エ 小学校との円滑な接続**

子どもの発達、学び、生活を継続して支えるため、小学校との円滑な接続がより一層求められているため、子ども達が安心して学校生活をスタートできることが重要です。

また、保幼小中連携事業や保幼小の交流活動、教師間の合同研修会では、実際の授業や保育の内容を参観し話し合うことも引き続き取り組んでいきます。

そのため、規模の適正化や幼稚園と保育園との教育・保育の一体化などにより、小学校との連携を更に取り組んでいきます。

### **オ 学校としての幼児教育が保障される多様で柔軟な幼児教育施設**

佐渡市教育振興基本計画では、人間性や社会性の基礎を身に付ける幼児教育を掲げ、人間形成を培う幼児教育の推進や関係機関と連携した適切な就学支援を実践していきます。

そのためには、まず地域ごとの歴史や実態、各園の成り立ちや特徴について、キャリア教育を通した郷土愛の醸成が不可欠です。

## **(3) 幼稚園の適正規模**

幼児期は、集団との関わりから、自立心や人と関わる力を培い、多くの友達と接することによって影響を与えあい、切磋琢磨して伸びる時期ですが、少子化等の社会状況の変化から、幼稚園教育の目的が十分に果たせない状況が生じています。

園児数が減少する現状では、家庭的な雰囲気の中で、教諭が一人ひとりの子どもにゆったりとかかわり、子どもの心の安定が図りやすく、個に応じた支援が行き届きやすくなる一方で、小グループでの活動が中心となり、集団としてのダイナミックな遊びや友達関係の固定化が懸念されます。

このような課題を克服するため、近隣の園や小学校と交流したり、異年齢で過ごす時間を多くつくる保育形態を工夫したりして、様々な人と出会う場を積極的に設け、子ども達一人ひとりが新しい世界をつくっていく喜びが体験できるように努めていますが、十分とはいえません。

幼稚園の適正な規模については、「1学年1クラス5人」を基準とし、3歳児クラス、4歳児クラス、5歳児クラスの各クラス5人を基礎として、幼稚園全体で15人以上とします。これに満たない場合は、休園、廃園、統合、認定こども園化などの方策により、教育の質の確保と効率的な運営を図ります。

## 6 認定こども園の基本的な考え方

### (1) 認定こども園の役割

令和4年4月に開園する幼保連携型認定こども園は、幼児期の学校教育を行う施設として幼稚園と同等のものであると同時に、保育を必要とする子どもの保育を行う施設として保育園と同等のものであります。

保護者の就労状況等にかかわらず利用でき、就労状況等が変わった場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることや、地域において必要とされている子育て支援を行うこと、入園していない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場として利用できることなど、教育及び保育を一体的に行い、子どもやその家庭の支援を行う役割があります。

### (2) 認定こども園の役割を果たすための体制

認定こども園としての役割を果たすため、保育士及び幼稚園教諭の資格を有する職員を配置します。

#### **ア 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保**

幼稚園教育要領においては、「育みたい資質・能力の明示」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明示」「園児の理解に基づいた評価の実施や、特別な配慮を必要とする園児への指導の充実」「近年の子どもの育ちを巡る環境の変化等を踏まえた、満3歳以上の園児の教育及び保育内容の改善と充実」において整合性を図り、保育所保育指針においては、「未満児の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いの明示」「保護者や家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性」「近年の課題に応じた健康及び安全に関する内容の充実」において整合性が図られていることを認識し教育及び保育を実践します。

#### **イ 特に配慮すべき事項の充実**

保護者の就労状況や保育時間の違いなど、これまでの保育園及び幼稚園の両面性を持ち合わせている施設であることから、以下の点に配慮しながらサービスの充実に取り組みます。

- ・満3歳以上の新園児や他の保育施設から移行してくる子どもへの配慮
- ・異年齢の子どもが関わる機会を活かした多様な経験や、子ども同士の学びあいができるような工夫
- ・在園時間が異なる子どもがいることへの配慮
- ・長期休業中の子どもたちへの体験の差への配慮
- ・多様な生活形態の保護者が在園していることへの配慮や、地域における子育て支援の役割等、子育て支援に関する内容の充実

## 7 保育園・幼稚園・認定こども園の適正配置計画

### (1) 財政健全化に向けて

少子高齢化が進む中、保育施設への入園児数も減少しています。

また、幼児無償化制度の導入等、国策としての児童福祉施策は地方自治体の負担を強いるのみであり、公立施設が多い本市にとって、財政圧迫の一因となっています。

このことから、子ども達の健やかな成長を促進し、かつ、保護者負担や一般財源負担の軽減を図りながら子育て支援策を実施するためには、地域バランスを加味した統廃合または民営化を進めることが必要であると考えます。

また、市では、これまでも民営化を進め、5園の公立保育園を民間に移行しました。施設整備を除く費用を児童1人あたり経費で見ると、公立保育園は職員の給与増や会計年度任用職員の増員等により、年々経費が増加している一方、私立保育園は、国の待機児童解消や保育士不足の施策が打ち出され、公立と同様に給与や人員を増加させても、国からの補助、加算が歳入されることにより、経費額は流動的ですが、増加経費が低く抑えられています。

更に、幼児教育無償化制度においては、私立保育園に係る経費は、国、県、地方自治体が負担することになり、その割合も当初の想定から見直され、国策として認識されています。

このことから、将来的な市の財政負担軽減、市独自施策実施の財源確保をするにあたり、今後も民営化は進めるべき施策の1つであると考えられます。

### (2) 計画の期間

計画の期間は、令和4年(2022年)度から令和11年(2029年)度末までの8年間とします。

「第2期佐渡市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和2年(2020年)度から令和6年(2024年)度までとなることから、計画の見直しは令和6年(2024年)度に合わせることにし、「佐渡市公共施設等総合管理計画」の計画期間が平成28年(2016年)度から令和27年(2045年)度までとして5年毎に見直すこととなっていることから、令和11年(2029年)度の見直し時期に合わせて、本計画の最終年度とします。

### 〈保育園・幼稚園・認定こども園適正配置実施計画〉

年度	H27~R1	R2~R6	R7~R11	R12~
公共施設等総合管理計画	H28~R27(30年計画) ※5年毎に見直し			
保育園・幼稚園・認定こども園適正配置実施計画		前期 R4~R6	後期 R7~R11	次期計画
子ども・子育て支援事業計画	第1期 ~R1	第2期 R2~R6	次期計画	

### (3) 公立保育園の統廃合と民営化

地域バランスや通園距離等も勘案したうえで、総合的に判断し、8年後の令和11年(2029年)度までに、以下の通り、統廃合や民営化等について検討します。

#### <両津地区>

児童数の減少や施設の老朽化等から、夷保育園と梅津保育園との統合を検討します。夷保育園の敷地が借地であることから、借地解消を図り、新たな用地に新園舎を建設する方針とします。

吉井保育園については、施設の老朽化が著しいこと等から、民営化への移行を前提に保護者や地域との検討を進めます。

両津東保育園については、大きな変更要素がない限り、現状通りの運営とします。

両津地区において児童数の減少が著しいへき地保育園のうち、海府保育園は令和4年(2022年)度に児童数が1名となりましたが、最寄りの保育園まで遠距離であること等から、令和4年(2022年)度は継続し、その後入園児数が見込めない場合は休園とします。また、水津保育園は現在の入園児の年齢や人数を加味したうえで、園の方向性について運営協議会等と検討を進めます。休園中の馬首保育園は、夷保育園と梅津保育園の統合と合わせて検討します。

#### <相川地区>

相川保育園及びあいかわ幼稚園の統合園として、あいかわこども園が令和4年5月から新園舎での教育・保育を開始しました。

稲鯨保育園については、当面存続することとしましたが、過去3年程度の入園児数の減少率が相川地区内で一番大きくなっていることから、今後の出生数や入園見込数の推移等を見ながら、あいかわこども園への統合について保護者等との協議を進めます。

たかち保育園については、児童数の減少が著しいものの、あいかわこども園まで遠距離であり、統合は困難であるため、現在の入園児の年齢や人数等を加味し、園の方向性について保護者や地域と検討を進めます。

#### <佐和田地区>

各施設とも老朽化が進み、毎年修繕等が必要となっています。小中学校の統廃合時期等も加味しながら、河原田保育園、八幡保育園及びさわた幼稚園との統合や認定こども園への転換について検討します。

また、河原田保育園及び八幡保育園の敷地が借地であることから、借地解消を図り、新たな用地に新園舎を建設する方針とします。

#### <金井地区>

平成29年4月に地区内にある3つの保育園を統廃合したため、大きな変更要素がない限り現状通りの運営とします。

#### <畑野地区>

畑野保育園及び川西保育園については、入園児数の減少や施設の老朽化等から、統合を前提に保護者等との検討を進めます。また、畑野保育園においては駐車場もなく、児童の安全確保が図

り難いこと等から、新たな用地に新園舎を建設する方針とします。

多田保育園については、入園児数の減少が著しいものの、生活圏の視点から近隣保育園との統合は困難です。また、地域における移住定住策を進め、一定の入園児数が確保されていること等を踏まえ、現在の入園児の年齢、人数等を加味したうえで、園の方向性について保護者や地域との検討を進めます。

#### **<真野地区>**

真野第2保育園は、令和2年度で指定管理の期間が一旦終了しましたが、継続して3年間（令和3年度から令和5年度）の指定管理としました。高齢者施設との複合施設であり、地域とともに進めてきた園ですが、入園児数の減少が著しいことから、施設のあり方について保護者や地域の方々との意見交換を重ね、指定管理期間最終年度となる令和5年（2023年）度末を目途として、閉園を検討します。

#### **<小木地区>**

幼稚園が併設された施設ですが、幼稚園入園児の保育の実態や延長保育の利用実態等を踏まえ、預かり年齢の見直し（3歳からの幼児教育の実施）や園の形態（こども園化）等について検討を進めます。

また、入園児数の減少推移を見ながら、南部地区の保育園等の在り方について、民営化も含め、保護者や地域との検討を進めます。

#### **<赤泊地区>**

地区内に1園であり、大きな変更要素がない限り現状通りの運営とします。

また、入園児数の減少推移を見ながら、南部地区の保育園等の在り方について、民営化も含め、保護者や地域との検討を進めます。

### **(4) 公立幼稚園の統廃合と民営化**

国の推進する認定こども園の設置や幼稚園教育要領の改訂等に加え、児童数の減少等も踏まえたうえで、8年後の令和11年（2029年）度までに、以下の方針により進めます。

#### **<さわた幼稚園>**

入園児童数の推移を見ながら、河原田保育園及び八幡保育園との統合、または認定こども園への転換を検討します。

#### **<小木幼稚園>**

入園児の保育の実態や延長保育の利用実態等を踏まえ、幼児教育の入園資格年齢の拡充等について統一したサービスとすることを前提に進めるとともに、園の形態（こども園化）の変更等について協議を進めますが、こどもセンターとして建設された経緯等を踏まえ、保護者や地域の意見を伺いながら園のあり方を検討します。